

議案第 59 号

東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実
施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 20 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実
施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基
準を定める条例（平成 27 年板橋区条例第 21 号）の一部を次のように
改正する。

第 2 条第 2 項中「第 140 条の 6 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 6
第 1 号イ」に改める。

第 3 条第 1 項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会
が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案し
て必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センタ
ーの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職
員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センター
の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によること
ができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項表以外の部分中
「前項」を「第 1 項」に改め、同項の表おおむね 1,000 人未満の項
及びおおむね 1,000 人以上 2,000 人未満の項中「前項各号」を
「第 1 項各号」に改め、同表おおむね 2,000 人以上 3,000 人未
満の項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に、「前項第 2 号」を「同
項第 2 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項
を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域
包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地

域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの職員の配置要件を緩和するほか、所要の規定整備をする必要がある。